

陳情書回答

【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答:介護保険課】

第7期の介護保険料算定において、一般会計からの繰入割合は介護保険法で定められているため、法定外の繰入は考えておりません。介護給付費準備基金については、取り崩して第7期の介護保険料に充てる予定です。第6期の所得段階は、8段階としていたものを12段階とし、被保険者の負担能力に応じてきめ細かく設定しました。第7期については、高齢者福祉計画策定委員会で審議し決定します。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答:介護保険課】

介護保険料については、所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)及び第3段階(軽減特例該当者を除く)の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、市独自で保険料の20%減免を実施し、低所得者への軽減措置をとっていることから、これ以上の拡充は考えていません。

利用料については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人の生計困窮者利用者負担額の軽減措置、高額介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療・高額介護合算制度があり、減免制度の実施は考えていません。

(2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答:介護保険課】

専門知識を持った医療職3名を配置し、認定申請の際に必要な説明・案内をしています。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答:介護保険課・高年福祉課】

あんしん介護予防事業(総合事業)においては、本人の希望や家族の状況及び利用したいサービスを聞き取り、要支援認定を受けるか、基本チェックリストのみで良いかを判断し、申請を受け付けています。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答:介護保険課】

一宮市高齢者福祉計画に基づき計画的に施設整備を進めており、平成29年4月に地域密着型の特別養護老人ホーム(定員29人)が2施設、さらに広域型の特別養護老人ホーム(定員100人)が1施設開設しました。また、平成30年4月に小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生

活介護を併設で1事業所が開設する予定となっており、待機者の解消に努めています。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

【回答:介護保険課】

国から県を通して各特別養護老人ホームに通知されています、指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針に従い、適切に対応するよう事業所を指導しています。

(4)総合事業について

- ★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一時的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答:高年福祉課】

あんしん介護予防事業(総合事業)においては、介護予防ケアマネジメントに沿ってサービスを提供しますので、マネジメントにより現行相当サービスが必要な人だと判断されれば継続して利用することができますので、市で利用者の状態像を一時的に押し付けたり、期間を区切った卒業はさせていません。

- ②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

【回答:高年福祉課】

サービスの提供に必要な事業費については国の定めにより確保しています。

(5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答:高年福祉課】

認知症カフェへの助成は考えていませんが、居場所づくり整備事業補助金として、おでかけ広場を設置運営する住民、法人団体等で、総利用人員が年間で1月あたり延べ20人以上利用されるものであり、原則として週1回以上、かつ、1回あたり1時間以上実施しているものに対して1回限りの補助金を交付しています。また、ふれあいクラブ活動支援事業として、営利を目的としないボランティアによる法人格を有しない団体に対して、1週間で4日以上、かつ、1日に5時間以上でおおむね10人以上の利用者が見込めるクラブ活動を行う場合に助成を実施しています。

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答:介護保険課】

住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。高額介護サービス費については、実施する考えはありません。

★(6)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答:市民税課】

地方税法及び同施行令の規定に基づき、12月31日現在(年途中で亡くなられた場合は死亡時点)で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、翌年度に障害者控除の対象としています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答:介護保険課】

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者

認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年1月に個別に送付しています。

2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

【回答：保険年金課】

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、法に従って適切に賦課すべきものと考えます。28年度までの累積赤字が10億円を超えることを考慮すると、引き下げる状況にはありません。減免については、高齢者、障害者、低所得者、子ども等に対し、市独自の減免を加えて幅広く実施しています。

一般会計の予算は、本来、市民全体のさまざまな施策のために使われるものです。一般会計からの繰入金を増やすことは、市の財政運営に影響を与え、国保加入者以外の市民にも負担を強いることとなりますので、額については妥当性を十分考慮すべきものと考えております。

- ★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答：保険年金課】

18歳未満の被保険者については、平成22年度から市独自の減免制度として、均等割の3割を減免しています。

- ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答：保険年金課】

資格証明書の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。なお、原則として保険税の滞納額を完納された場合に一般の保険証を交付しています。

- ④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

【回答：納税課】

納税相談による生活状況の聞き取りなどから、納税者の生活実態の把握に努めています。財産を所有しているにもかかわらず、納期内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

【回答：保険年金課】

短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答：保険年金課】

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施しています。制度については、「国保のしおり(国保制度説明パンフレット)」や市広報、市ウェブサイトなどで周知しています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答：納税課】

当市においても、児童手当等差押禁止財産については、差押えを行っていません。滞納の解消にあたり、納税者から滞納原因や現在の生活状況を聴取し、分割納付など納税しやすい方法を相談しています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答：生活福祉課】

生活保護の相談・申請にあたっては、法に基づいて適正に行っています。違法なことは行っておりません。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答：生活福祉課】

ケースワーカーの充足率は満たしています。研修・会議を定例的に開催しています。また、面接は、親切、丁寧に行うよう常に心がけています。

③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答：生活福祉課】

資産調査は、法に基づいて適正に事務処理を行っています。

④通院の移送費（通院費）は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

【回答：生活福祉課】

通院の移送費（通院費）は、法に基づいて適正に支給しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答：保険年金課】

福祉医療制度は、県制度でもありますので、県の動向も注視しながら、現在の制度を維持してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

【回答：保険年金課】

子ども医療費助成制度は、対象を小中学生の通院全額まで拡大し、その影響を確認しているところです。今後も必要な財源を確保し、持続可能な制度として、現在の制度を維持していきたいと考えています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答:保険年金課】

平成22年10月から精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者に対し、入通院とも全疾患について医療費助成を実施しております。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

【回答:生活福祉課】

子供の貧困は世帯の貧困(低所得、債務、離職等)に起因するものと捉え、生活支援相談室(生活困窮者相談窓口)において、複合的な課題を持つ生活困窮者に対し包括的な支援を行っていますので、特に子どもの貧困対策に関し、計画的に推進することは考えておりません。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

【回答:生活福祉課】

調査実施の予定はありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答:子育て支援課】

ひとり親家庭に対する支援計画として、「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成27年3月策定)があります。「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」「ひとり親家庭等日常生活支援事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「キャリアカウンセリング」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」「母子・父子・寡婦福祉資金」等すでにいくつかの生活支援施策を行っています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

【回答:学校教育課】

就学援助制度の対象は平成23年度までの認定要件に加えて平成24年度から生活保護基準による認定規準も設け、改定前の生活保護基準の1.2倍以下の世帯までを対象としています。制度の案内は、市広報、市ウェブサイトの他全児童生徒にお知らせを配布しており、年度途中でも申請できることは周知されております。支給内容の拡充については、援助費が十分ではないという実情をふまえ新入学学用品費を平成29年度より増額しました。入学準備金に当たる新入学学用品費の入学前支給については、検討していきたいと考えています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答:生活福祉課】

現在、2団体が子供の学習支援を実施しており、当面実施状況を見守り、需要過多等により希望者が受け入れられない状況になった場合、関係部署と連携を図り、学習支援の実施に向け検討していきたいと考えていますので、支援は考えておりません。

また、こども食堂につきましては、市民活動支援制度がありますので、支援は考えておりません。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

【回答:学校給食課】

学校給食法第11条第1項及び第2項の規定により、学校給食に要する経費(食材費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。また、経済的な理由により給食費が未納とならないよう就学援助の利用を勧めておりますので、減額などを実施する考えはありません。

- (3) 児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

【回答:保育課】

保育実施義務を果たしています。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、それぞれ定められた基準により保育がなされており、保育に格差は生じていないものと考えます。認可保育園での0歳児からの乳児保育実施園を拡大し、年長児まで通園できる体制を整えています。

- (4) 保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答:保育課】

職員配置基準、労働基準法ともに遵守することが当然であり、標準保育時間にかかる人件費については施設型給付費の基本単価分に含まれ、休日保育分については休日保育加算で、延長保育分については延長保育事業補助金によりそれぞれ必要な財源は確保されていることから、これ以上の独自補助の実施は考えておりません。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答:福祉課】

グループホーム建設補助事業など、一宮市障害福祉計画に示したサービス量見込の達成及び提供体制の確保策を進めていきます。障害福祉サービスの支給量につきましては、ご提出頂いたサービス利用計画に基づいて適切に支給決定しております。

- ② 移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

【回答:福祉課】

移動支援につきましては、通学等の通年かつ継続的な利用、入所施設の入所者の利用及び通院は対象としていません。なお、通院については、居宅介護(通院等介助)の対象であり、院内介助については、医療機関での対応が困難な場合に、状況等を勘案し対応しております。

- ③ 障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答:福祉課】

障害者(児)における障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律施行令で定められていることで、変更することはできません。また、地域生活支援事業につきましても同様の取扱としています。

- ★④ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答:福祉課】

「介護保険利用優先」の原則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。ただし、介護保険で対応できないサービスについては利用状況などにに基づき障害福祉サービスをご利用頂いております。

- 1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答:福祉課】

この要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。ただし、介護保険で対応できないサービスについては利用状況などにに基づき障害福祉サービスをご利用頂いております。

- 2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

【回答:福祉課】

この要件につきましては、障害福祉サービスをご利用頂ける有資格者の方が、非該当になった際には申請に基づいて障害福祉サービスを支給決定しております。

- ⑤ 日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

【回答:福祉課】

入院中のヘルパー派遣については、医療機関で対応すべきものであるためヘルパー利用の対象としておりません。通院時の院内介助については、医療機関での対応が困難な場合に、状況等を勘案し対応しております。

- ⑥ 障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:福祉課】

共同生活援助(グループホーム)の人員配置及び報酬単価については、障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。一宮市として補助対象とすることは考えていません。

- ⑦ 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:福祉課】

一宮市障害者基本計画に示している、取組み(福祉実践教室の実施など)を通して福祉教育を進めていきます。居宅介護の報酬単価については、障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。一宮市として補助対象とすることは考えていません。

8. 予防接種について

- ① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答:健康づくり課】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチンの任意予防接種については、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において効果や定期接種化などが検討されているので、その動向を見守りたいと考えます。また、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種の助成については、現在のところ予定はありません。他市町村の動向等を見守りたいと考えます。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答:健康づくり課】

一部負担金については、平成26年10月に定期接種化された際4,000円から半額の2,000円としました。利用者に負担感が大きくなるように配慮し決定しておりますので、現行のままとさせていただきます。また、2回目の接種の助成については、現在のところ予定はありません。国や他市町村の動向等を見守りたいと考えます

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【回答:議事調査課】

【Ⅱ】1. 2は、一宮市議会の陳情書の取り扱い方法で対応します。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上